申合せ２－修業年限短縮の資格審査に関する申合せ

（平成 18 年４月１日制定申合せ第２号）
改正　平成 24 年　１月　１日
平成 25 年 10 月 16 日
平成 27 年　４月　１日
平成 27 年　５月 20 日

この申合せは，弘前大学大学院医学研究科規程（平成 16 年規程第 107 号）第 22 条に規定する，弘前大学大学院医学研究科において所定の単位を修得し優れた研究業績を上げた者に係る，修業年限短縮申請の取扱い等に関し必要な事項を定める。

（短縮申請資格）
１条　修業年限短縮を申請できる者は，入学をしてから休学をしていない者とする。

（短縮申請等提出書類）
２条　修業年限短縮を希望する者は，短縮（１年又は６か月）により，３月授与の場合にあっては当該年度の指定された期日までに，９月授与の場合にあっては当該年度の５月末日までに，以下の書類を医学研究科長へ提出するものとする。
【所定様式は，別に示す［医学研究科学位申請関係様式一覧]による】

①大学院生：修業年限短縮申請書(院生用)　－（所定様式）
学位請求論文の内容の要旨　－（所定様式）
②指導教授：修業年限短縮申請書(指導教授用)　－（所定様式）

（研究業績）
３条　修業年限短縮の対象となる研究業績は，学位論文の根幹をなす論文が，査読制を有し，各領域において国際的に高く評価されている学術誌に筆頭著者として掲載された論文，または掲載が決定された論文とし，学事委員会が認めたものとする。

（優れた研究業績の判定基準）
４条　次の各号のいずれかに該当する者については，博士課程修了の修業年限の短縮を許可し，学位論文の審査申請を認める。
(1)　学位提出論文が掲載された学術誌の Impact　Factor（以下「IF」という。）が 2.0 以上（論文投稿時）であること。
(2)　学位提出論文が掲載された学術誌が，JCR（Journal Citation Reports）のカテゴリのいずれかにおいて，10 位以内（論文投稿時）にランクされていること。
(3)　筆頭論文の IF の合計が 3.0 以上（論文投稿時）であること。
(4) その他，この判定基準により難い場合は，学事委員会の議を経て，学位・人事等研究科教授会で審議し決定するものとする。

５条　修業年限短縮の資格審査は，本研究科修了所用単位(30 単位)の修得をもって，研究業績の評価により，学位・人事等研究科教授会において審議し決定するものとする。

附　記
この申合せは，平成 18 年４月１日から実施する。
この申合せは，平成 24 年１月１日から実施する。
この申合せは，平成 25 年 10 月 16 日から実施する。
この申合せは，平成 27 年４月１日から実施する。
この申合せは，平成 27 年５月 20 日から実施する。